

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><b>【本編】</b></p> <p>V-3-2 「その他の付随業務」等の取扱い</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 銀行が、<u>従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&amp;Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注1) これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵</p>	<p><b>【本編】</b></p> <p>V-3-2 「その他の付随業務」等の取扱い</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 銀行が、<u>取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&amp;Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注1) これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p><u>(注3) 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>② 提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</p> <p>③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅲ－３－３－３－２参照）。</p> <p>（２）～（４）（略）</p>	<p>金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>② 提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</p> <p>③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅲ－３－３－３－２参照）。</p> <p>（２）～（４）（略）</p>